

受理官庁 MT	経済・投資及び小企業省・商務部・ 工業所有権登録局（マルタ）	附属書 C MT
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	マルタ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？	認めない	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ（EUR）	
送付手数料	EUR 55	
国際出願手数料 ¹	EUR 1,378	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ¹	EUR 16	
調査手数料	附属書D（EP）参照	
優先権書類の手数料	EUR 11.65	
優先権回復請求手数料（PCT規則26の2.3(d)）	EUR 23.29	

[次頁に続く]

¹ この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

M T 経済・投資及び小企業省・商務部・ M T
工業所有権登録局（マルタ）（続き）

受理官庁は代理人を要求するか？ 不要，出願人が欧州連合若しくは欧州経済領域協定の締約国内に住所を有している場合

要，出願人がマルタの非居住者である場合

誰が代理人として行為できるか？ 欧州連合若しくは欧州経済領域協定の締約国内に住所を有する自然人又は法人

委任状の提出要件の放棄

受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？ している²

別個の委任状が要求される特別の状況 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人が行為をする資格について疑義がある時

受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？ している²

包括委任状の写しが要求される特別の状況 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人が行為をする資格について疑義がある時

² 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。